

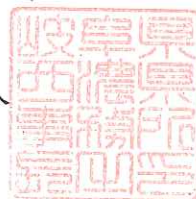
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 滋賀県野洲市小比江559番地3

氏 名 マスダ商事株式会社
代表取締役 増田 幸次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 小林 政人



許可の年月日 平成28年10月 4日

許可の有効年月日 平成33年10月 3日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害ばいじん（6価クロム、砒素、ダイオキシン類、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、6価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの）、特定有害廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、鉛又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、鉛又はその化合物を含むもの）

以上 9種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成23年10月 4日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成28年10月 4日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

許可番号 02150160822

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無